

別紙

## 群馬県生成 AI 利用環境整備業務 仕様書

### 1. 業務名

群馬県生成 AI 利用環境整備業務

### 2. 目的

群馬県が保有するデータ等（住民に関する情報を除く。以下、「独自データ」という）を活用し、RAG（Retrieval-Augmented Generation、検索拡張生成）技術等により独自データを用いた回答を生成することで、業務の効率化を図ることを目的とする。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

契約期間のうち、生成 AI 利用環境の提供期間は、最低 10 ヶ月以上を確保する。

ただし、使用上限のトークンに達した場合は、この限りではない。

### 4. サービス提供の基本要件

#### (1) サービス提供の形態

##### (ア) サービス形態

- クラウドサービス（SaaS 型）であり、群馬県庁のインターネットに接続可能な端末から、Microsoft 社のブラウザ（Edge）を用いて利用できること。

##### (イ) 利用可能な大規模言語モデル

以下から 1 つ以上の大規模言語モデルを主に利用可能であること。

- 「GPT-5.2」又はそれと同等以上の大規模言語モデル
- 「Gemini3.0」又はそれと同等以上の大規模言語モデル

なお、大規模言語モデルがアップデートされた場合、速やかに最新のモデルが利用できることが望ましい。（以下、「望ましい」と記載されている部分は、必須要件ではないが、加点要素とする）。

##### (ウ) サービス利用時の認証方法

- メールアドレス等、個人を識別する情報により、利用可能な職員を認証できること。

##### (エ) 独自データとして登録可能なファイル形式及び容量

- 独自データとして、テキスト、Word、PDF のファイル形式が登録可能であること。
- 独自データとして、Excel、pptx、csv のファイル形式及び Web ページが

登録可能であることが望ましい。

- 登録データ量の上限を、テナント全体で管理する場合は、合計で 20GB 以上の独自データが登録可能なこと。
- 登録データ量の上限を、利用者ごとに管理する場合は、利用者あたり 1GB 以上の独自データが登録可能なこと。

(オ) 入出力データのログ管理

- 直近 3 ヶ月以内の対話履歴を、群馬県側の操作により csv 等でデータ取得可能なこと。なお、対話履歴とは、対話日時及び利用者の識別情報を指す。

(カ) 権限の管理

- 利用者を管理者と一般ユーザーに分けて権限設定できること。
- 管理者の権限により、利用人数上限の範囲内で、一般ユーザーを追加・変更することができること。
- 一般ユーザーが独自データの登録（変更、削除含む）が可能なこと。
- 独自データにアクセスできる職員を利用者単位又は複数利用者のグループ単位で限定できること。
- 管理者はすべての利用者権限を有すること。

(キ) 生成 AI サービスからの回答及び根拠

- チャット形式でプロンプトの入力をできることとし、前の質問と連続した形で関連した質問を行えること。なお、会話の共有や分岐（過去の会話を遡ること）が可能なこと。
- 登録した独自データから回答を作成しない場合は、対話にファイル（Word、PDF 等）を添付することで、当該ファイルの内容を踏まえた回答の作成が可能なこと。
- 登録した独自データから回答を作成する場合は、複数のファイルから回答を作成するうえで根拠としたデータの名称を特定できること。また、回答作成にあたり根拠とした記載箇所を特定できることが望ましい。
- 独自データから回答を作成する際、回答の根拠としたデータへリンク等で遷移できることが望ましい。

(ク) 料金体系

- 独自データの登録データ量や生成 AI への質問・回答に伴うトークン消費量が契約金額に影響を与えないものが望ましい。
- トークン消費量等が契約金額に影響を与える場合は、支払い金額の上限をあらかじめ定め、支払い金額が上限を超えないようサービス利用を制限することが可能なこと。

(ケ) セキュリティ

- 入出力情報、登録した独自データが、生成 AI モデルへの学習に利用されないこと。
- 入出力情報及び登録した独自データの閲覧は、発注者及びその組織のみ可能であり、原則として受注者や第三者は不可であること。
- 登録した独自データは、論理的又は物理的に他の契約団体のものと分離されていること。
- サービス利用を行う場合、メールアドレス等のログイン ID と、パスワードの認証により利用が可能なこと。なお、加えて1つ以上の認証を導入することで、第三者のなりすまし利用を防止することが望ましい（発信元 IP アドレス制限等）。
- 適用法律は日本国内法が適用されること。また、管轄裁判所は日本国内法の裁判所であること。

(コ) 利用人数

100 名以上。250 名以上が望ましい。

なお、契約の全期間において、同数の利用を可能にすること。

(サ) 想定消費トークン数

- 「(イ) 利用可能な大規模言語モデル」において定められた大規模言語モデルに対して、100,000 トークン（文字）/月/人以上の利用が可能なこと。

(シ) その他の機能

以下の機能について利用できることが望ましい。

- スライド（pptx）作成機能。
- インフォグラフィック（画像）作成機能
- 議事録作成機能（会議の音声等を入力することで議事録のテキストデータを作成するもの）

(2) 本県の利用環境

(ア) 本県のネットワーク構成

- 自治体情報システム強靱性向上モデルのうち、β<sup>1</sup>モデルを採用している。（端末数 約 6,900 台、拠点数 約 230 ヶ所）

(イ) 業務用パソコンおよびブラウザ

- OS : Windows 11 Enterprise (64bit)
- ブラウザ : Microsoft Edge for Business

5. 費用の請求

日本国における法定通貨（円）により行うこと。

なお、外国為替レートの変動により、本業務の契約金額に変動が生じないこと。

## 6. 業務実施体制

契約期間中は、本業務に関して、サービスの利用に関する発注者からの相談（メール、Web チャット、電話等）に適宜対応できる体制を整備し、5 営業日以内に返答が可能であること。

## 7. 留意事項

- (1) 契約は、選定された企画提案書と本仕様書の内容について、改めて発注者と受注者において細部を打ち合わせの上で締結する。
- (2) 受注者は、本仕様書及び関係法令並びに条例を遵守すること。また、本業務を担当する群馬県デジタルトランスフォーメーション課と連携を密にして業務の進捗を図ること。
- (3) 受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部の再委託等により、他の事業者等と連携することができる。
- (4) 受注者は、業務の履行に当たって個人情報を取り扱う際は、群馬県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日群馬県条例第76号）に基づき、その取扱いに十分注意し、漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努める。
- (5) 受注者は、業務の実施に関して知り得た個人情報及びその他の秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。委託業務終了後においても同様とする。
- (6) 個人情報の保護等については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。
- (7) 本業務に関する所有権や著作権は、原則として発注者に帰属することとし、加工及び二次利用については発注者と受注者が協議して決定する。ただし、受注者が従来から権利を有していた受注者固有の知識、技術に関する権利等については、受注者に留保するものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して決定する。

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (管理体制)

第5 乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

2 乙が個人番号利用事務等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項）の委託を受けている場合においては、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報（番号法第2条第8項）。以下同じ。）を取り扱うことができる従事者及びその権限について書面で報告しなければならない。

#### (適正管理)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

3 乙は、個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

4 乙は、複数人に一齐に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

(作業場所の特定)

第7 乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による事務について、第三者にその処理を委託（委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）してはならない。

2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(媒体等の返却等)

第10 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された媒体・書類等を、この契約終了後、直ちに甲に返却するものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間

終了後、直ちに甲に返却するものとする。

- 2 乙は、甲の指示により個人情報記録された媒体・書類等を削除又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督等)

- 第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則（個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則）が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。
- 2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は前項に加え、番号法・ガイドライン（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号））その他の規定により義務づけられている安全管理措置を図るため、従事者に対する監督・教育を行わなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

- 第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(実地検査等)

- 第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時検査し、又は報告を求めることができる。
- 2 乙が個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、乙は、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳及び、この特記事項の遵守状況について、少なくとも半年に一度、甲に報告しなければならない。

(漏えい等の報告)

- 第14 乙は、この契約による事務に関して個人情報の漏えい、滅失及び毀損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最

小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。